

農事組合法人の設立をお考えの皆様

農事組合法人の設立は、農業協同組合法（以下「法」という。）等にその要件や行える事業が定められています。

また、法人登記が完了しましたら、所管する行政庁（裏面）あて2週間以内に成立の届出が必要となります。

この他にも、行政庁への各種届出・書類提出が必要となります。

設立の要件

- ▶ 3人以上の農民が発起人であること（法第72条の32第1項）
- ▶ 理事は農民である組合員に限ること（法第72条の17第4項）
- ▶ 事業に常時従事するものの1/3以上が組合員（又は組合員の同一世帯者）であること（法第72条の12）

【注意】 農民である組合員の人数が3人未満の状態が6ヶ月以上続いた時点で法人は法定解散となります。（法第72条の34）

行える事業

○行える事業（法第72条の10、農業協同法施行規則第215条）

- ▶ 農業に係る共同利用施設の設置（その生産物の運搬・加工・貯蔵も含む）と農作業の共同化
- ▶ 農業の経営やそれに付帯する林業の経営、農畜産物の貯蔵・運搬又は販売及び農業に必要な資材の生産
- ▶ 農作業の受託や、自らが生産した農畜産物の加工・販売の一環として行うレストラン等の経営 など

【注意】 農業に関係しない事業は行うことができません

- ▶ ガレキや木くず等の産業廃棄物の処理や草刈り作業
- ▶ 土地を買い集めて行う太陽光発電による売電事業
- ▶ 広く外部から仕入れた食材を使用したレストラン経営 など

行政庁へ各種届出が必要です

○成立の届出（法第72条の32第4項）

- ①登記事項証明書 ②定款（原本証明が必要）
- ③事業計画書（事業目論見書） ④設立経過報告書
- ⑤発起人が農民である旨の証明書（耕作証明書や認定農業者の証明書、農協や市場が発行する出荷証明書、農協の正組合員証、農業所得があることを確認できる所得証明書や税務関係書類等）

○定款変更の届出（法第72条の29第2項）

- ①変更の理由書 ②定款中の変更した条項の新旧対照表
- ③総会の議事録の抄本（原本証明が必要）

○総会開催報告書の提出（静岡県農業協同組合法施行細則に係る運用第11条において準用する第4条第1項）

- ①総会開催報告書
- ②総会の決議事項に関する書類（事業報告書や決算書類等）

所管行政庁（届出・お問い合わせ先）

農事組合法人の 地 区	届出・お問い合わせ先	電話番号
静岡市のみ	〒424 - 8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市 経済局農林水産部 農業政策課	054 - 354 - 2190
浜松市のみ	〒430 - 8652 浜松市中区元城町103 - 2 浜松市 産業部 農業水産課	053 - 457 - 2333
沼津市のみ	〒410 - 8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市 産業振興部 農林農地課	055 - 934 - 4751
上記以外の市町 (静岡県内に限る)	〒420 - 8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 経済産業部 農業局 農業戦略課	054 - 221 - 3611
*複数県にまた がる	〒330 - 9722 さいたま市中央区新都心2 - 1 さいたま新都心合同庁舎2号館 農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部経営支援課 農業協同組合指導係	048 - 740 - 0424

* 法人の地区が複数県にまたがる場合は、所管が農林水産省又は農林水産省関東農政局のいずれかとなりますので、上記農林水産省関東農政局あてにお問い合わせください。



このチラシに関するお問い合わせ先
静岡県経済産業部農業局
農業戦略課農業戦略班
TEL054-221-3611